

●確認・検査申請手数料（令和7年4月1日～）

区 分			確 認	計画変更	中間検査	完了検査	完了検査 (中間検査有)
(申請部分の床面積) 建築物	0～30㎡以内	木造住宅等	6,000円	6,000円	15,000円	13,000円	13,000円
		その他の建築物	10,000円	10,000円		15,000円	
	30㎡超～100㎡以内	木造住宅等	11,000円	11,000円	18,000円	15,000円	20,000円
		その他の建築物	16,000円	16,000円		21,000円	
	100㎡超～200㎡以内	木造住宅等	16,000円	16,000円	24,000円	20,000円	26,000円
		その他の建築物	27,000円	27,000円		26,000円	
	200㎡超～500㎡以内	木造住宅等	27,000円	27,000円	32,000円	26,000円	38,000円
		その他の建築物	51,000円	51,000円		38,000円	
	500㎡超～1,000㎡以内	木造住宅等	43,000円	43,000円	51,000円	44,000円	62,000円
		その他の建築物	67,000円	67,000円		64,000円	
	1,000㎡超～2,000㎡以内		99,000円	99,000円	72,000円	91,000円	87,000円
	2,000㎡超～10,000㎡以内		210,000円	210,000円	150,000円	180,000円	160,000円
10,000㎡超～50,000㎡以内		350,000円	350,000円	240,000円	280,000円	270,000円	
50,000㎡超～		620,000円	620,000円	510,000円	570,000円	550,000円	
昇降機			12,000円	9,000円		19,000円	
小荷物専用昇降機			9,000円	5,000円		11,000円	
工作物			12,000円	7,000円		14,000円	

※木造住宅等：法第6条の4第1項各号に該当する建築物

確認申請審査に加算（申請部分の床面積）				
住宅 仕様基準による 省エネ基準適合審査	0～200㎡未満		200㎡以上～	
	14,000円		15,000円	
共同住宅 仕様基準による 省エネ基準適合審査	0～300㎡未満	300㎡以上～	2,000㎡以上～	5,000㎡以上～
	30,000円	2,000㎡未満 52,000円	5,000㎡未満 97,000円	150,000円

●建築許可等申請手数料（令和7年4月1日～）

区分			金額
仮使用の認定	特定行政庁	法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）	120,000円
	建築主事	法第7条の6第1項第2号又は第18条第24項第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）	120,000円
台帳記載事項の証明		法第12条第8項の規定による台帳の記載事項又は法第42条の規定による道路に関する証明	1,000円
道路の位置の指定		法第42条第1項第5号	50,000円
敷地と道路との関係に係る建築の認定		法第43条第2項第1号	28,000円
敷地と道路との関係に係る建築の許可		法第43条第2項第2号	34,000円
公衆便所等の道路内における建築の許可		法第44条第1項第2号	34,000円
道路内における建築の認定		法第44条第1項第3号	28,000円
公共用歩廊等の道路内における建築の許可		法第44条第1項第4号	160,000円
用途地域等における建築等の許可	法第48条第16項第1号に該当	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）	170,000円
	上記以外	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）	180,000円
特殊建築物等の敷地の位置の許可		法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）	160,000円
日影による建築物の高さの許可		法第56条の2第1項ただし書	160,000円
仮設建築物の建築の許可	1月を超えるもの	法第85条第6項	120,000円
	1月以内のもの		61,000円
全体計画の認定	木造住宅等	法第86条の8第1項又は第3項	28,000円
	その他の建築物		120,000円
	用途変更	法第87条の2第1項	120,000円